

サービス利用に関わる自己負担額（ショートステイ）【3割負担の場合】

R1.10.1改訂

段階	介護度	介護保険負担分（1日分）					介護職員 処遇改善 加算Ⅰ	介護職員等 特定処遇改善 加算（Ⅰ）	地域区分 岐阜市 6級地	実費（1日分）			1日合計
		基本単位	機能訓練 体制	夜勤職員配置 加算Ⅱ	サービス提供体制 Ⅰ・Ⅱ	看護体制加算 Ⅰ・Ⅱ				食事代	おやつ	滞在費	
第4段階	要支援 1	514	12	/	18	/	8.3%	2.7%	10.33	1,850	100	2,006	5,828
	要支援 2	638											6,253
	要介護 1	684	12	18	18	12	8.3%	2.7%					6,516
	要介護 2	751											6,746
	要介護 3	824											6,996
	要介護 4	892											7,232
	要介護 5	959											7,464
第3段階	要支援 1	514	12	/	18	/	8.3%	2.7%	10.33	650	100	1,310	—
	要支援 2	638											—
	要介護 1	684	12	18	18	12	8.3%	2.7%					—
	要介護 2	751											—
	要介護 3	824											—
	要介護 4	892											—
	要介護 5	959											—
第2段階	要支援 1	514	12	/	18	/	8.3%	2.7%	10.33	390	100	820	—
	要支援 2	638											—
	要介護 1	684	12	18	18	12	8.3%	2.7%					—
	要介護 2	751											—
	要介護 3	824											—
	要介護 4	892											—
	要介護 5	959											—
第1段階	要支援 1	514	12	/	18	/	8.3%	2.7%	10.33	300	100	820	—
	要支援 2	638											—
	要介護 1	684	12	18	18	12	8.3%	2.7%					—
	要介護 2	751											—
	要介護 3	824											—
	要介護 4	892											—
	要介護 5	959											—

◆介護保険負担限度額認定書をお持ちの方は段階に応じた金額となります。

単位：円

- 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 当月の合計利用単位数8.3%を乗じた金額／月額  
介護職員の賃金改善、研修計画立案・実施等を行っている施設として都道府県知事に届けております。
- 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 当月の合計利用単位数に2.7%を乗じた金額／月額  
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）のいずれかを取得し、介護職員の賃金改善及び処遇改善計画を都道府県知事に届け出を行い、かつインターネット等を利用して内容を公表しております  
※合計利用単位数とは、基本サービス費に各種加算を加えた総単位数です。

※実施した場合に加算・減算される費用

- 療養食加算 8単位 / 1食あたり（提供した場合のみ）
- 送迎加算 184単位 / 1回
- 個別機能訓練加算 56単位 / 日
- 若年性認知症利用者受入加算 120単位 / 日（対象者の方のみ）
- 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200単位 / 日
- 在宅中重度者受入加算 425単位 / 日
- 緊急短期入所受入加算 90単位 / 日（入所から7日間 最長14日間）
- 医療連携強化加算 58単位 / 日
- 連続30日を超える長期利用者に対して-30単位 / 日

※算定の場合は、地域区分が6級地であることから1単位の単価は10.33円となります。

※食事代はサービス利用中実際に食事を提供した分をご負担頂きます。内訳は以下の通りです。

朝食 410円 / 昼食 720円 / 夕食 720円

※居室内でテレビ利用ご希望の方は施設から貸し出しします。 102円 / 日